

広島県広島ヘリポート条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第二十一号

広島県広島ヘリポート条例施行規則の一部を改正する規則

広島県広島ヘリポート条例施行規則（平成二十四年広島県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項を次のように改める。

条例第十九条第一項に規定する着陸料は着陸直後に、同項に規定する停留料は停留終了時に納付しなければならない。ただし、あらかじめ知事が承認した場合は、別に定める方法により納付することができる。

第十七条の次に次の一条を加える。

第十七条の二 条例第十九条第一項に規定する使用料（以下「使用料」という。）は、その全額を使用を開始する日までに納付しなければならない。

2 使用期間の途中において条例第十五条の規定による許可を受けた者が同条の規定による変更の許可を受けたことにより増加した使用料は、当該変更に係る使用を開始する日までに納付しなければならない。

3 前二項の規定にかかわらず、知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料を分納又は後納させることができる。

第十八条第一項中「着陸料等」を「条例第十九条第一項の着陸料又は停留料」に改め、同条第三項中「着陸料等」を「着陸料、停留料又は使用料」に改める。

別記様式第十五号中「~~離陸料~~」を「~~離陸料又は停留料~~」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。